

春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金交付要綱

(総則)

第1条 市は、春日井市暮らしいきいき資金融資あっ旋要綱（平成19年4月1日施行。以下「融資あっ旋要綱」という。）第10条の規定に基づき、予算の範囲内で、融資のあっ旋決定をした者（以下「あっ旋決定者」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象資金)

第2条 補助金の対象となる資金は、融資のあっ旋決定をした者（以下「あっ旋決定者」という。）が融資あっ旋要綱に基づき借り入れた資金（以下「資金」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、あっ旋決定者で市内に住所を有するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、あっ旋決定者が資金を元利均等払で返済するものとして、融資あっ旋要綱第10条に定める率及び償還期間により算出した額とする。

2 償還期間中において、対象者が市内に住所を有さなくなったときは、当該住所を有さなくなった日の属する月の前月までに支払った利子について補助金を交付する。なお、対象者が再び市内に住所を有することとなったときは、当該住所を有することとなった日の属する月の翌月から支払った利子について補助金を交付する。

3 市長は、補助金の額を確認するため、利子補給対象者の償還状況等について取扱金融機関に照会することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子に対する補助金について、翌年の1月4日から同月31日までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金交付申請書(別記様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 取扱金融機関が春日井市融資あっ旋要綱に基づき融資を行った資金である旨を証した返済予定表

(2) 通帳の写し

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、資金に関する帳簿書類等を調査することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告は、第5条の利子補給補助金の交付申請書をもってこれに代える。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）春日井市長

住 所

氏 名

T E L ー

春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金交付申請書

春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金の交付を受けたいので、春日井市暮らしいきいき資金利子補給補助金交付要綱第6条により次のとおり申請します。

1 申請額

金 円

2 添付書類

(1) 返済予定表

(2) 通帳の写し